

25年度通常総会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 29 日（土）15 時 30 分～17 時
- 2 場 所 茨城県那珂郡東海村船場 768 東海村中央公民館 講座室
- 3 出席者数 正会員 11 名、委任状提出 1 名（5 月 31 日時点での正会員数 23 名）
＜出席者名＞谷口、土屋、清水（朋）、寺西、池田、中村、小宮山、服部、清水（和）、
恵利、村松（以上、正会員）、佐藤（稔）、大堀、（活動会員）
遠藤（7/1 入会）

4 議長および議事録署名人について

- ・谷口武俊が議長として議事進行を行った。
- ・議事録署名人として、中村洋平と土屋智子が議長より指名された。

5 審議事項

(1) 理事会報告および理事の変更、代表理事・副代表理事の互選について

谷口代表理事より、第 10 回理事会の結果を踏まえ、理事会内規の作成と理事の交替が提案された。理事会内規は、平成 23 年度理事会で小宮山理事から理事の改選が提案されたことを受けて、第 10 回理事会において、以下に示す改選のルール化を定めることを目的としている。また、関連して理事の任期を 1 年にする定款変更を臨時総会に諮ることが提案された。議論の結果、理事会内規の作成、理事・監事各 1 名の交替が決まった。

谷口代表理事より、理事会の議論の結果として、代表理事を谷口武俊から土屋智子へ、副代表理事を佐藤隆雄と清水朋子とする新体制が提案され、出席理事全員の賛成により承認された。また、定款の変更では、「顧問」の設置や所在地の変更も提案に含まれることが紹介された。

＜理事会内規案＞

- ・改選期に 1 名以上の理事および監事を交替する。
- ・交替する理事は、次期理事を推薦できる。また立候補も受け付ける。
- ・改選期の 4 月に、理事選挙のための理事会を招集し、候補者リストについて議論する。
- ・投票結果を最大限尊重する。

【主な質疑応答】

Q：内規や定款変更はいつから適用されるのか？

谷口：秋に臨時総会を開催し、定款変更と内規の紹介を行いたい。また、投票結果は現理事全員を再任するというものであったが、理事会から、小宮山理事と山口監事の交替について提案したい。新任理事として、服部さんに理事を、村松さんに監事をお願いしたい。

Q：1 名以上交替するのか？ やめる人が推薦するだけでなく、自薦・他薦もあってよいのではないか？

谷口：1 名以上交替としたい。今までは正会員全員が候補者だったが、今後は立候補や自薦・他薦などを考慮したものにしたという提案である。

Q：限られたメンバーの中で、常に 1 名以上の交替は難しいのではないか？

中村：逆に、このようなルール化を図らなければ、理事会メンバーが固定化されてしまうという問題もある。

土屋：一度交替しても、次の改選で理事になることは可能なルールである。

(2) 24 年度事業活動報告（案）および決算報告について

土屋副代表理事より、24 年度事業活動報告（案）および決算報告、監査報告の内容が説明された。質疑応答の後、成案とすることが承認された。

【主な質疑応答】

Q:収入のうち、寄付金の額が大きいですが、どこからの寄付か？

土屋：東海村からの受託事業では、事業に協力していただいた NPO メンバーに謝金を支払っているが、関わった方から自発的に寄付をしていただいた。

Q：研修講師や受託事業など、収入のほとんどを土屋さんに依存しており、いびつな構造になっていると思う。

谷口：他のメンバーがファシリテーションスキルをもって活躍できるとよいが、まだそうっていない。東海村の経験を他地域に話すような活動があれば他のメンバーも事業に参加できるようになるだろう。

土屋：研修講師はほかにもやっているが、東海村の活動に直接関係するものだけを NPO の事業として計上している。個人の活動と NPO の活動は分けて考えている。

Q:そうは言っても、土屋さんがいなくなると活動が継続できない状態であることは確か。

Q：去年の支出は大きいですが、特別なのか？ 固定費として年間どのくらいかかるのか？

谷口:3.11 前は 100 万円の繰越があったが、総会で有効に使っていきこうということになった。3.11 後、原子力の安全対策に関する広報誌をいくつも発行したことで蓄えがなくなったということ。今後は、NPO 立ち上げ時と同様、身の丈にあった活動をしていくことが必要。

土屋：広報誌の発行回数によるが、年間 40～50 万円が活動に必要である。

Q：会費収入はこれだけなのか？

土屋：会員数に比べて少し少ない。督促などの手間をかけていないこともある。

(3) 25 年度事業活動計画および予算案

25 年度事業活動計画（案）と予算案が審議された。東海村からの新たな受託事業など、事業計画や予算案について議論の後、成案とすることが承認された。

【主な議論の内容】

Q:東海村からの新たな受託は規模がこれまでのものより大きいようだが、実施体制は大丈夫か？

土屋：Tokai 原子力サイエンスタウン構想は、村長選の結果次第で大きく変化する可能性があるため、今年度は村側も準備期間の位置づけで大々的な活動はしない契約内容となっている。

Q:何年計画の事業か？

土屋：事業自体は単年度契約である。

谷口：サイエンスタウン構想は村上村政の中でつくられたものなので、村長が変われば白紙に戻る可能性もある。

Q：サイエンスタウン構想の中心であった J-PARC の事故で、住民が放射線に対してナーバスになっていると感じた。しーきゅうぶ東海村による視察などで、住民への情報提供を期待したい。

Q：短期借入の 6 万円は返済できるのか？ 予算案から赤字というのはいかがなものか。

土屋：難しいが、返済できるように経費を削減したい。昨年度も赤字の予算であり、ありのままに見積もっている。

Q：なぜ税金の支払いがこれほどの額になるのか？

土屋：NPO 法人として登録しているだけで 15 万円（東京都へ 7 万円、茨城県へ 2 万円、東海村へ 6 万円）の固定的な税金がかかる。さらに収益事業を行うと、収益に応じた課税と

なる。

谷口：活動拠点を1か所にすることで、税金負担は軽減することもある。

土屋：NPO 支援法をつくった内閣府と国税庁とで考え方が異なるため、受託事業は収益事業扱いとなっている。

(4) その他

谷口代表理事より、ワンコイン講座のテーマの提案（除染に関する事、各種発電方式による電力コストに関する事）があり、参加者から希望する講座内容の提案があった。また、J-PARC 問題などの視察プログラムに対する期待が述べられた。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が次に署名押印する。

平成 25 年 7 月 24 日

代表理事 谷口 武俊



副代表理事 土屋 智子



理事 中村 洋平



この写しは議事録の原本と相違ないことを証明する。

平成 25 年 7 月 24 日

名称 特定非営利活動法人 HSEリスク・シーキューブ
東京都世田谷区経堂 1-27-9 経堂シティハウス 401

代表理事 谷口 武俊

